

事務連絡

平成29年11月21日

被災3県災害公営住宅担当課

復興庁

災害公営住宅の家賃について

平素より東日本大震災からの復興に御尽力いただき、ありがとうございます。
東日本大震災における災害公営住宅については、入居者の家賃が上がる場合があり、被災地方公共団体から、ご相談を受けているところです。

この度、災害公営住宅の家賃の上昇への対応について、下記の通り整理いたしましたので、周知いたします。

記

1. 収入超過者の家賃について

入居後3年経過し、入居者収入基準を超える収入のある者(以下、「収入超過者」と言う。)の家賃は、段階的に近傍同種家賃へと引上げることとなっており、東日本大震災の災害公営住宅においても、収入超過者の家賃が上がることとなります。

これについては、地方公共団体が、条例により、被災者の入居収入基準を上げたり、入居者が特に生活に困窮している場合には、独自に家賃を減免することが可能です。(詳細は別紙1、2参照)

2. 東日本大震災特別家賃低減事業の対象者の家賃について

東日本大震災の災害公営住宅については、特に収入の少ない入居者の家賃について、地方公共団体が家賃を低減する場合には、国が東日本大震災特別家賃低減事業により支援を行っています。

本事業の事業期間は10年間で、6年目以降は、段階的に補助額が低減しますが、これについては、地方公共団体が独自に家賃を減免することが可能です。(詳細は別紙3参照)

【連絡先】

復興庁インフラ構築班 菊池、峰崎、塙

電話：03-6328-0233

3. 被災3県における家賃減免措置の現状

東日本大震災の災害公営住宅の家賃に対する、各地方公共団体での低所得世帯向け・収入超過世帯向けの支援の現状（予定）は以下のとおりである（当室から各県への聞き取りによる（平成30年3月5日時点））。

		低所得世帯向け	収入超過世帯向け
岩手県	県	世帯収入が 69,000 円以下の場合、県独自の家賃減免措置があり、当該措置の適用期間の制限がない	県営住宅等条例施行規則において、新たに収入超過者を対象とした家賃減免制度の規定を設置（6頁参照） 施行時期 H30.4.1
	宮古市	—	県と同様の内容
	大船渡市	—	県と同様の内容
	久慈市	—	検討中
	陸前高田市	—	県と同様の内容
	釜石市	—	県と同様の内容
	大槌町	—	県と同様の内容（収入超過基準について検討中）
	山田町	—	県と同様の内容
	岩泉町	—	検討中（県と同様とする方向）
	田野畑村	検討中（管理開始後5年間の家賃据置期間の延長の実施及び延長する場合の期間について検討）	災害公営住宅に入居し収入超過者に認定された者を対象に、当該者の収入の区分に応じて加算される家賃額を減免 施行時期 H30.4.1
野田村	検討中（家賃を据え置か、国の要綱により実施するか検討）	村営住宅条例施行規則において、新たに収入超過者を対象とした家賃減免制度の規定を設ける。家賃減免の対象の基準・減免額の詳細は、別途告示により定めることを検討中	
宮城県	名取市	津波浸水区域内又は災害危険区域内の被災者で、市内で自己の居住用のために災害公営住宅や民間賃貸住宅に入居し、18歳未満の子と同居する者に月額家賃の1/2の補助（上限1万円）を実施（申請のあった月から36月）	
	女川町	管理開始から10年間は、町独自の減免を実施 対象：全ランク 収入分位Ⅰ（特別低減含む）～Ⅷ （1～5年目：50%減免、6～7年目：40%減免、8～9年目：20%減免、10年目：10%減免）	
宮城県	南三陸町	管理開始から10年間は、一部の階層で町独自の減免を実施 対象：全ランク 収入分位Ⅰ（特IV60,001～）～IV158,000円 （1～5年目：20%減免、6～7年目：15%減免、8～9年目：10%減免、10年目：5%減免）	
	山元町	特別家賃低減事業の期間を1年間延長（平成31年度から適用）。今後1年間の動向を見極めた上で最終決定する。	割増賃料を平成31年度から適用
	石巻市	管理開始後5年目までの減免家賃額を10年目まで延長し、11年目から20年目にかけて段階的に減免幅を縮小し、21年目に通常家賃とする。	入居4年目から割増賃料が加算されることを5年間据え置きし、9年目から割増賃料を加算するが、激変緩和措置として家賃上昇を緩やかにする。（平成29年4月1日から遡及適用）
	仙台市	管理開始後5年目までの減免家賃額を10年目まで延長する。11年目以降は、災害公営住宅に限定した減免は行わず、家賃負担の軽減が必要と認められる入居者については、一般の市営住宅と同様の減免制度を適用する。（現行の市営住宅の家賃減免制度の見直しを検討）	—
	気仙沼市	管理開始後5年目までの減免家賃額を10年目まで延長し、11年目以降はその時点の入居世帯の状況等を勘案し検討するが、現段階では段階的に5年で引き上げる。	入居から10年間割増賃料を徴収せず、家賃を据え置く。現段階では現行制度同様に段階的に最大で5年かけて引き上げる。
	東松島市	5年間延長 具体的な内容は検討中	5年間延長 具体的な内容は検討中
福島県	県	原発避難者向け災害公営住宅の入居者に対して独自の減免制度を実施	—
	いわき市	—	近傍同種家賃への引上げ期間を延長し、割増後の家賃を階層に応じて減額
	相馬市	特別家賃低減事業の期間を延長	割増家賃の全額免除
	南相馬市	特別家賃低減事業の期間を延長	割増家賃の免除を検討

（当室による各県への聞き取り調査から作成）

地域内輸送

(特定被災地域公共交通調査事業)

○補助対象事業

- ・避難所・仮設住宅・残存集落と、病院、商店、公的機関等との間の日常生活の移動確保を目的とする有償の地域内輸送等

(1)補助率

定額補助

(応急仮設住宅の箇所数に応じて上限額を設定)

応急仮設住宅の箇所数	補助上限額
60か所以上	6,000万円
30か所以上60か所未満	4,500万円
30か所未満	3,500万円



(2)特例措置の期間

- ・平成23～32年度

(3)対象地域

- ・39市町村(岩手県12、宮城県15、福島県12)(H29年度)

地域公共交通確保維持改善事業(特定被災地域公共交通調査事業)の補助金交付自治体数の推移

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
交付自治体数 (単位：市町村)	30	32	32	32	27	22
岩手県	8	10	10	10	7	6
宮城県	13	11	10	10	9	7
福島県	9	11	12	12	11	9

出典：国土交通省資料をもとに高橋千鶴子事務所作成

災害援護資金の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	} 250万円	} 270万円 (350)	} 350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円			
③住居の半壊	170万円 (250)			
④住居の全壊	250万円 (350)			
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円			

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	220万円
2 人	430万円
3 人	620万円
4 人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては1, 270万円とする。

(6) 連帯保証人

(7) 利率

(8) 据置期間

(9) 償還期間

(10) 償還免除

(11) 償還方法

(12) 貸付原資負担

一般災害	東日本大震災の特例
必置	任意
年3% (据置期間中は無利子)	無利子 (保証人なしは1.5%)
3年(特別の場合5年)	6年(特別の場合8年)
10年(据置期間を含む)	13年(据置期間を含む)
借受人の死亡又は、重度障害により償還できなくなったと認められる場合	左に加えて、支払期日到来から10年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みが無い場合
年賦又は半年賦	
国 2/3 都道府県・指定都市 1/3	